

- ◆市役所 25・2111
8:30~17:15
- ◆中央公民館 25・4141
8:30~21:30
※日・祝日は17:00まで
- ◆保健センター 25・4145
8:30~17:15
- ◆中央図書館 25・7316
10:00~18:00
※土・日・祝日は17:15まで
- ◆東図書館 26・3001
10:00~18:00
※土・日・祝日は17:15まで
- ◆総合福祉会館 28・6111
9:00~16:30
- ◆プラザちゅうたい 26・3241
8:30~21:30
※日・祝日は17:00まで
- ◆文化会館 25・1108
9:00~22:00
- ◆みのかも文化の森 28・1110
9:00~22:00
- ◆太田宿中山道会館 23・2200
9:00~17:00



健康な歯をいつまでも
フッ化物塗布

健康課 内線386

- ◇とき 3月15日(木)
- ◇ところ 保健センター
- ◇対象 1歳〜就学前の幼児
- ◇検診料 500円
- ◇受付 地区ごとに受け付け
・山之上、蜂屋、伊深、三和、下米田地区
- 午前9時15分〜9時45分
- ・太田、加茂野地区
- 午前10時〜10時30分
- ・古井地区
- 午前10時45分〜11時15分
- ※事前に歯磨きをしてからお越しください
- ※フッ化物塗布後30分は飲食ができません



独りで悩んでいませんか
介護者のつどい

福祉課 内線316

- ◇とき 3月22日(木)
- 午前9時45分〜午後2時30分
- ◇集合場所 プラザちゅうたい
- ◇内容
・施設見学
・介護保険の施設を見学しながら介護について学びましょう
- ・交流会(太田宿中山道会館)
食事をしながら日ごろの思いをお互い分かち合いますよう
- ・朗読 みのかも「声のドラマ」の会『かたりことり』の皆さんによる朗読で癒やされましょう
- ◇定員 20人(先着順)



みんなで健康づくり
ウォークみのかも

プラザちゅうたい 26・3241

- ◇とき 3月18日(日)
- ※雨天決行
- ◇受付 午前8時40分〜
- ◇コース (加茂野小学校集合) 加茂野コース(5キロ)
- ◇参加料 無料
- ※ウォーキングに適した服装

岐阜県議会議員選挙
立候補関係者説明会および
立候補届出書類の事前審査

4月29日の任期満了に伴う岐阜県議会議員選挙は、4月8日(日)に行われますが、これに先立ち、立候補関係者の説明会と立候補届出書類の事前審査が次の日程で開催されます。立候補を予定される人およびその関係者は、ご出席ください。

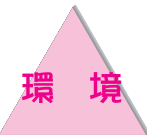
□立候補関係者説明会

- ◇とき 3月15日(木) 午後1時30分〜
- ◇ところ 可茂総合庁舎5階大会議室

□立候補届出書類の事前審査

- ◇とき 3月22日(木) 午前8時30分〜午後5時
- ◇ところ 市役所本庁舎2階第1会議室

説明会に関する問い合わせ：中濃振興局 25・3111(内線 215)
事前審査に関する問い合わせ：市選挙管理委員会(内線 274)



みのかも川づくりの会イベント
ワクワクつくし採り

環境課 内線304

加茂川周辺でツクシやヨモギを採集し、伝承料理の会の皆さんと一緒に調理やもちつきをします。

◇とき 3月25日(日)

午前9時30分〜午後1時

◇ところ みのかも文化の森
※雨天の場合は、ツクシの調理ともちつきのみ行います

◇定員 50人(先着順)

◇参加料 一般200円・小学生以下100円(保険料込み)

◇申込み

3月20日(火)まで
に直接または電話で環境課へ



設置しました 衛星携帯電話

災害時の通信確保のため、(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業による助成などで、市内の地区公民館など5カ所(市役所・加茂野・伊深・三和・下米田)に衛星携帯電話を設置しました。

衛星携帯電話は、静止軌道衛星を利用することにより地上設備への依存度が少ないことから、自然災害などの影響を受けにくく持ち運ぶこともでき災害時には有効な通信手段となります。これからも、安心・安全な市を目指して防災施設整備に努めていきます。



防災安全課 内線 272

提供してください

不要となった浴衣



在住外国人の皆さんに浴衣を着て夏祭りに参加してもらうため、浴衣の提供をお願いします。

6月30日(土)までに美濃加茂国際交流協会事務局へご持参ください。
※平日の午前10時から午後4時まで

◇募集するもの

浴衣、帯、草履、腰ひも(男性用、女性用問わず)

※詳細については、美濃加茂国際交流協会(電話・FAX 24・7771 電子メール office@miea-jp.com)へ

市民まちづくり推進課 内線 361

国民健康保険 70歳未満の人が入院したときの高額療養費の支給方法が変わります
4月から ~限度額適用認定証の交付~ 市民課 内線 221

今までは、入院に係る医療費の自己負担額が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合は、市役所で申請をして高額療養費が支給されていましたが、4月からは、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、それを医療機関の窓口で提示すれば自己負担限度額までの支払いで済むことになります。限度額適用認定証の交付については、国民健康保険証を持参の上、国民健康保険係で申請をしてください。ただし、保険料を滞納している世帯は、交付が受けられない場合があります。また、ほかの保険に加入されている人は、それぞれの保険の担当窓口でお尋ねください。

自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降*2
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者*1	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

*1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

*2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されず